

「オール三重！全力応援サイト」にかかる広報および利用促進実施業務委託仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変化により、EC を活用した物品購入が増加し、今後も高いレベルで EC 需要は推移するものと考えられます。そこで、県産品の販売・流通を促進し、消費喚起を図るため、通販ポータルサイト「オール三重！全力応援サイト『三重のお宝マーケット』」（以下「お宝マーケット」という。）を活用し、各種メディアでの広報による認知度向上を図るとともに、お宝マーケット内での販売促進キャンペーンの実施により県産品の消費拡大をめざします。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

「オール三重！全力応援サイト」にかかる広報および利用促進実施業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 17 日（金）まで

(3) 委託業務の内容

県内外の EC サイトでの物品購入に関心のある消費者に向けて効果的な PR を実施し、お宝マーケットの誘客と県産品の販路拡大のために、以下の業務内容を委託する。

ただし、実施時期などの詳細については県と協議して決定することとする。

ア お宝マーケットの広報

各種メディアやインターネットサイト、WEB 広告、インフルエンサーの SNS での情報発信等で、お宝マーケットの閲覧回数を増加させる取組を行うこと。

情報発信の頻度は、テレビまたはラジオでの情報発信を少なくとも 3 回以上、インターネットサイトまたはインフルエンサーによる SNS での情報発信を 5 回以上行うこと。

イ お宝マーケットの利用促進

県産品の販売促進や商品掲載ページの閲覧機会を増やすためのキャンペーンを年 5 回程度実施すること。キャンペーン内容は、県産品の認知拡大や継続的な利用者の獲得に資するものとする。

ウ お宝マーケットの SNS アカウント（Twitter・Instagram）の運用および維持管理

キャンペーン等の周知や広報の一環として、SNS アカウントによる発信を月 4 回程度行うこと。

(4) 提案にあたっての留意事項

以下の点に留意してください。

- ・業務の目的、内容を理解のうえ、波及効果、販促効果の高い手法による広報、キャンペーンを実施すること。
- ・必要に応じて、お宝マーケットの制作事業者及びお宝マーケットリンク先の運営事業者と調整のうえ事業を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延状況などを踏まえ、必要に応じて適切に対応すること。

- ・実行可能な提案とすること。
- ・事業の実施に際し、適宜県と協議すること。

3 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告してください。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

4 納品する成果品

以下の資料を、令和5年3月17日（金）までに県産品振興課あて、紙媒体1部及び電子媒体（CD-ROM等）1式を提出してください。

- ア 事業実施報告書（A4版）
- イ その他必要と思われる資料

5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 委託者に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、当課と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札停止資格等の措置を講じます。

7 その他

- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- ・個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受け

た事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があることに留意すること。

- その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従ってください。
- 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。